

民法750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求める会長声明

毎年、新たに婚姻する約50万組の夫婦のいずれかが、それまで使ってきた姓を改めている。約95%は女性が夫の姓に改姓している実態がある。

しかし、2024（令和6）年9月16日付けの北海道新聞の報道によれば全国の都道府県知事と市区町村長に実施したアンケートで、夫婦が望めばそれぞれ婚姻前の姓を使える「選択的夫婦別姓」を容認する回答が78%に上っている（47都道府県知事と1741市区町村長のうち、回答があった47都道府県知事と1620市区町村長の1667人の回答を分母とした集計）。北海道内の市町村や経済団体等においても、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、選択的夫婦別姓制度の導入を求める趣旨の意見書が採択されている。2024（令和6）年9月の自由民主党総裁選の立候補者9名のうち3名（内1名は石破茂現内閣総理大臣）が導入に賛成の意向を示した。

民法750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めて夫婦同姓を義務付けており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていない。

法律上の結婚（以下、「婚姻」という。）により改姓した人の中には希望しないのに様々な事情からやむなく改姓を受け入れた人、改姓により仕事などの社会生活に不便を来している人がいる。

また、婚姻を望みながら、改姓が制約となり婚姻を断念する人もいる。

婚姻数の減少はつとに指摘されて来たが、憲法13条の人格権の尊重、憲法14条の法の下での平等、憲法24条の両性の本質的平等の趣旨に反する現在の民法750条の夫婦同姓の強制が婚姻の減少の真の原因の一つであり、少子化の真の原因の一つである。根底に両性の本質的平等の趣旨に悖るところがあるからである。

夫婦が同姓にならなければ婚姻できない、とすることは、憲法13条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制限するものである。また、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」（1988（昭和63）年2月16日最高裁判決）から、「氏名の変更を強制されない自由」もまた、人格権の重要な一内容として憲法13条によって保障される。民法750条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制限するものであり、憲法13条

に反する。

また、同姓・別姓いずれの夫婦となるかは個人の生き方に関わる問題である。現行法上、夫婦別姓を希望する人は信条に反し夫婦同姓にしない限り婚姻できず、婚姻の法的効果も享受できない。このような差別的取扱いは合理的根拠に基づくものとは言えず、民法750条は、憲法14条の「法の下での平等」にも反する。

加えて、憲法24条1項は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条2項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」として、憲法13条及び14条1項の趣旨を反映した、婚姻における人格的自律権の尊重と両性の平等を定めている。これに対し、民法750条は、婚姻に「両性の合意」以外の要件を不当に加重し、当事者の自律的意思決定に不合理な制約を課すものである。そして、家父長的な家族観・婚姻観や男女の固定的な性別役割分担意識等がいまだに無言の圧力として働き、新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性が改姓している実態がある。民法750条は、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択の機会を奪うものであり、憲法24条にも反する。

国際的には、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）でも、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされている。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し、2003年7月、2009年8月、2016年3月及び2024年10月の四度にわたり、女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備を勧告している。国際人権（自由権）規約委員会は、2022年11月の総括所見で、民法750条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いている、との懸念を表明した。

2024年男女平等ランキング（世界経済フォーラム「ジェンダーギャップランキング」）で日本は118位で例年どおりG7主要7カ国で最下位、東アジア・太平洋地域19カ国でも18位である。

世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を義務付けている国は、日本以外には見当たらない。

1996（平成8）年には、法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過している。最高裁判所は2015（平成27）年12月16日の判決や2021（令和3）年6月23日の決定で民法750条を合憲としたが、これ

らの判断は、同制度の導入を否定したものではなく、夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断される事柄に他ならない。」として国会での議論を促したものである。

近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書が採択されている。旭川市議会でも2021（令和3）年3月24日に選択的夫婦別姓を求める意見書を採択した。私たちの社会では多様性（ダイバーシティ）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信頼や評価を損なったりしている。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できない。

婚姻により夫の姓に改姓した女性が、離婚で旧姓に戻ったために、婚姻中の姓で築いた仕事や研究等の信頼や評価を失うことがあるなどの不利益もある。

国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、人権侵害を速やかに是正すべきである。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性を尊重される社会、ジェンダー平等の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものである。

旭川弁護士会は、基本的人権を擁護するために民法750条の改正及び選択的夫婦別姓制度の導入を求める。よって本会長声明を発出する次第である。

2024（令和6）年12月17日

旭川弁護士会

会長 大 箸 信 之

